

鳥取市長 様

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園の預かり保育事業の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、鳥取市内に居住していることを鳥取市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを鳥取市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を鳥取市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を鳥取市が確認すること。

1 施設等利用費請求金額

請求金額	14,900	円
------	--------	---

請求者は、施設等利用給付認定通知書に記載された保護者名としてください。

2 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	トットリ ハナコ	認定児童との続柄	〒680-****
氏名	鳥取 花子	現住所	鳥取市〇〇町123-4
生年月日	平成元年4月1日	電話	090-****-****
			令和8年10月1日～令和8年12月31日の間の住所
			☒ 鳥取市内在住 ☐ 転入した ☐ 転出した

※1 自署の場合は押印不要です。

認定通知書に記載の番号のうち、頭の0を除く、4桁又は5桁の数字を記載してください。

3 認定児童等(認定児童ごとに請求して下さい)

フリガナ	トットリ ジロウ	幼稚園・認定こども園	△△△△幼稚園
氏名	鳥取 二郎	利用料	
生年月日	令和1年6月1日	令和8年10月1日～令和8年12月31日の間の在籍状況	
認定番号	*****	☒ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	

4 償還払いの振込先を記入して下さい(※2)

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
ゆうちょ 銀行・金庫 五二八 支店	口座番号	9 8 7 6 5 4 3
農協・組合	口座名義(カタカナ)	トットリ ハナコ
出張所		

※2 振込先は、申請者名義の口座です。申請者と異なる口座名義へ振り込む場合は、委任状の添付が必要です。

公金受取口座を希望する場合は右のチェック欄にチェックしてください。

☐ 公金受取口座を利用します。

5 預かり保育事業における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				月額上限額 (d) ※4	請求額 ((c)と(d)の金額 の低い方を記入)
	施設に支払った 金額(a) ※3	利用 日数	対象額(b) (490円×利用日 数)	(a)と(b)の金額 の低い方を記入 (c)		
R8年10月	5,000 円	12 日	5,880 円	5,000 円	12,300 円	5,000 円
R8年11月	5,000 円	10 日	4,900 円	4,900 円	12,300 円	4,900 円
R8年12月	5,000 円	18 日	8,820 円	5,000 円	12,300 円	5,000 円

※3 上記で記入した「施設に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下切り捨て）

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円、第3号の場合は17,700円となります。